

社会保障審議会・医療部会について

1. 設置経緯

平成13年7月13日に開催された第3回社会保障審議会において、医療保険部会等とともに医療部会の設置が決定された。

2. 設置目的

医療提供体制の確保に関する重要事項の調査審議（旧医療審議会の機能を事実上引き継ぐもの）

※ 当面、先の医療法改正から検討課題としている患者の選択に資する情報提供の推進、平成14年度医療制度改革に伴う所要の検討等必要な事項を議論

3. 組織

(1) 委員等 24名で構成

[内訳]

- ・ 委員： 3名（社会保障審議会委員）
- ・ 臨時委員： 21名（医療分野の学識経験者等）

(2) メンバー 別紙のとおり

社会保障審議会医療部会委員名簿

(○印は部会長)

麻生	渡	福岡県知事
跡田直	澄	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
井上哲	夫	三重県四日市市長
小山田	惠	全国自治体病院協議会会長
櫻井秀	也	日本医師会常任理事
佐々英	達	全日本病院協会会長
猿田享	男	慶應義塾大学常任理事
仙波恒	雄	日本精神病院協会会長
高木	剛	日本労働組合総連合会副会長
○高久	史	自治医科大学学長
高梨昇	三	日本経済団体連合会国民生活本部主幹
辻本好	子	ささえあい医療人権センターCOML代表
豊田	堯	日本医療法人協会会長
永富	稔	日本歯科医師会副会長
中西敏	夫	日本薬剤師会副会長
奈良昌	治	日本病院会副会長
野中	一二三	京都府園部町長
羽生田	俊	日本医師会常任理事
樋口範	雄	東京大学法学部教授
福島龍	郎	安田健康保険組合理事長
松田鈴	夫	国際医療福祉大学客員教授
松山幸	弘	富士通総研経済研究所主席研究員
森山弘	子	日本看護協会副会長
渡辺俊	介	日本経済新聞社論説委員

(五十音順、敬称略)

医療部会の審議経過

- 第1回 平成13年9月17日(月)開催
・医療提供体制の改革について(意見交換)
- 第2回 平成13年10月18日(木)開催
・「21世紀の医療提供の姿」について
(厚生労働省試案の説明と意見交換)
- 第3回 平成13年11月19日(月)開催
・医業経営について
(参考人等からの説明と意見交換)
- 第4回 平成13年12月19日(水)開催
・医療の情報提供について
(参考人等からの説明と意見交換)
- 第5回 平成14年1月21日(月)開催
・医療の情報提供について(意見交換)
- 第6回 平成14年2月6日(水)開催
・医療に係る広告規制の緩和について
- 第7回 平成14年2月25日(月)開催
・医療に関する情報提供について
・医療提供体制の改革について
- 第8回 平成14年3月11日(月)開催
・「医療提供体制に関する意見」のとりまとめについて

平成14年3月28日
社会保障審議会医療部会

II. 個別の検討項目

1. 医療における情報提供の推進

(2) 広告規制の緩和

医療機関による広告の規制緩和については、今回は患者保護の観点から現行のポジティブリスト方式を前提とし、客観的で検証可能な事項については、原則として規制緩和することとした。具体的な項目については、別添のとおりである。

なお、医療機関の広告については、基本的に、虚偽広告、誇大広告など患者にとって有害となるもの以外は規制を原則撤廃すべき（ネガティブリスト方式）という意見があった。

また、広告規制緩和の具体的な項目についての主な考え方は以下のとおりである。

- ・「専門医」を認定する団体の取扱いに当たっては、客観性を担保するため、医学医術に関する団体の意見を聴くべきである。
さらに、幅広い団体の意見を聴くべきであるという意見があった。
- ・「手術件数」、「分娩件数」、「患者数」、「平均在院日数」、「病床利用率」については、広告内容が容易に検証できるような仕組みが必要である。
- ・「死亡率」については、現状では、重症患者の受入拒否や危険度の高い手術を避けるなど、医療の提供に悪影響を及ぼす可能性が強いため、患者の重症度等について客観的に比較するための環境整備の状況を見極めつつ、継続検討とする。
- ・「病院・診療所を経営する法人の理事長の略歴」、「外部監査を受けている旨」については、「これからの医業経営の在り方に関する検討会」（座長：田中滋慶應義塾大学教授）における検討結果を踏まえて措置すべきである。
- ・「スタッフの略歴」、「専門看護師・認定看護師」、「看護実習病院」を広告事項にすることについては、医療関係職種全体に関わる問題であるので今後の検討課題とすべきである。
- ・「ISO9000s」については、本来医療の質や機能を評価したものでないことに留意する必要がある。

(別添)

広告規制を緩和することとした事項

- 次の基準を満たす団体から専門医の認定を受けた医師・歯科医師がいる旨
 - ・ 学術団体として法人格を有していること
 - ・ 団体の会員数が1,000人以上であり、かつ、会員の8割以上が医師・歯科医師であること。
 - ・ カリキュラムに基づき5年以上の研修を行っていること
 - ・ 資格の取得に当たって適正な試験を実施していること
 - ・ 資格の更新制度を設けていること
 - ・ 団体の会員及び認定した専門医の名簿が公表されていること
 - ・ 専門医の資格要件を公表していること
 - ・ 一定の活動実績を有し、その内容を公表していること
 - ・ 問い合わせに応じる体制が整備されていること
- 治療方法
- 手術件数
- 分娩件数
- 平均在院日数
- 患者数
- 次に掲げる医療機関である旨
 - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
 - ・ 戦傷病者特別援護法の指定医療機関
 - ・ 小児救急医療拠点病院
 - ・ エイズ治療拠点病院
 - ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院
 - ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている病院
 - ・ 精神保健福祉法に規定されている措置入院を行っている病院
- 医師・看護師等スタッフの患者数に対する配置割合及び人数
- 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨
- 他の医師又は歯科医師の意見を求める患者に協力する体制を確保している旨 (いわゆるセカンドオピニオンの実施)
- 電子カルテを導入している旨
- 患者相談窓口を設置している旨
- 症例検討会を開催している旨
- 入院診療計画を導入している旨
- 医療安全のための院内管理体制が整備されている旨
- (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の個別具体的な審査結果
- 病床利用率
- 病院・診療所を運営する法人の理事長の略歴
- 外部監査を受けている旨
- (財)日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨
- 医療機関のホームページアドレス